明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**財務**二三七～二三九）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二四〇～二四七）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人環境再生保全機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、中日本高速道路株式会社工事一部完了関係　三一
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三三
会社その他
会社決算公告　三七

告示

○財務省告示第二百三十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十八年七月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第七十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で四百五十三億三百八十三万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十八年七月十五日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年〇・〇五パーセント

十　初期利子　平成二十九年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一　第二期以後の利子　毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成三十一年七月十五日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　払込期日　平成二十八年七月十五日

十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十九年七月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十九年七月十五日から平成三十年一月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100}) + 第二期利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100}$$

㈡　平成三十年一月十五日以後の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} \times \frac{2}{2}$$